

# 「個人番号カード」を取得された方へ



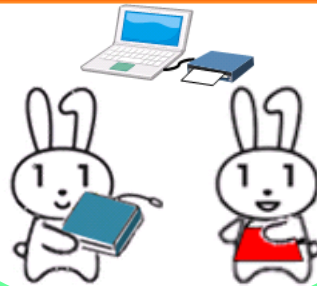
ご存じですか？

**個人番号カード**でe-Tax<sup>インターネット</sup>が利用<sup>※</sup>できます！

個人番号カード

と

ICカードリーダライタ



を準備してネットで確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅等のパソコンから**個人番号カード**を利用して、e-Taxにより送信することができます。

## e-Taxのメリット

- 1 税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができます。
- 2 所得税の確定申告において、添付書類（源泉徴収票や医療費の領収書など）の内容を入力して送信することにより、添付を省略することができます。
- 3 e-Taxで提出された還付申告は、書面で提出された場合より早期（3週間程度）に還付金を受け取ることができます。
- 4 確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自動計算機能等により容易かつ正確に所得税申告書などを作成することができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

### ※ e-Taxのご利用には事前準備が必要です

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができるシステムです。利用に際しては、e-Taxが利用できるパソコン、開始届出書の提出、電子証明書の取得（個人番号カードには、標準的に搭載されています。）及び電子証明書のe-Taxへの登録、ICカードリーダライタの用意などが必要です。

# e-Taxによる所得税申告書などの送信の流れ

個人番号カード及びICカードリーダライタを準備した後、次の手順で、所得税申告書などを作成して、e-Taxにより送信することができます。

## STEP 1 操作画面の表示

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のトップ画面を表示し、「作成開始」を選択



## STEP 2 利用者識別番号の取得（e-Taxの利用開始の届出）

氏名・住所などの基本情報を入力し、利用者識別番号（利用者ID）を取得

※ 既に利用者識別番号を取得されている方は不要です。



## STEP 3 電子証明書の登録

個人番号カードに搭載されている電子証明書をe-Taxに登録

※ 住民基本台帳カードに搭載された電子証明書を利用されていた方についても、新たに個人番号カードを取得された場合は、e-Taxに再登録が必要となります。



## STEP 4 所得税申告書などの作成・送信

必要事項を入力して所得税申告書などを作成し、個人番号カードに搭載されている電子証明書を付与した上で送信

## e-Taxの利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時（祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

※ 確定申告期間中は、原則として24時間（土日祝日を含みます。）となります。

## e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

※ 確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

**0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクは、e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関するお問合せに、電話で対応する専用窓口です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。